法曹の養成に関するフォーラム
第２回会議 議事録

第１　日　時　　平成２３年６月１５日（水）自　午後　１時０１分
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　至　午後　２時３５分

第２　場　所　　法務省第一会議室

第３　議　題
　１　会議の公開について
　２　関係者の取組について
　（１）法曹養成制度に関する検討ワーキングチームについて
　（２）法科大学院教育について
　（３）法曹有資格者の活動領域の拡大について
　３　意見交換

第４　出席委員等　佐々木座長，鈴木総務副大臣，小川法務副大臣，櫻井財務副大臣，鈴木文部科学副大臣，中山経済産業大臣政務官，伊藤委員，井上委員，岡田委員，翁委員，鎌田委員，久保委員，田中委員，南雲委員，萩原委員，丸島委員，宮脇委員，山口委員，最高裁判所事務総局菅野審議官，加藤オブザーバー，最高検察庁榊原検事（伊丹オブザーバー代理），日本弁護士連合会川上オブザーバー

第５　その他の出席者　文部科学省高等教育局小松審議官（説明者）

第６　議　事　（次のとおり）

議　　　　事

○関司法法制課長　それでは，予定の時刻を過ぎておりますので，法曹の養成に関するフォーラムの第２回を始めさせていただきます。
　進行は佐々木座長にお願いいたします。
○佐々木座長　それでは，本日もよろしくお願いいたします。
　まず最初に，前回御欠席だった方を御紹介させていただきますので，一言御挨拶をお願いいたします。
　翁百合委員でございます。
○翁委員　翁です。どうぞよろしくお願いいたします。
○佐々木座長　それから，鈴木文部科学副大臣はいずれお見えになりますので，その際，御紹介申し上げます。
　なお，本日は瀧野官房副長官と最高検の伊丹オブザーバーが御欠席でございます。伊丹オブザーバーの代理として榊原検事が出席されていますので，よろしくお願いいたします。
　続きまして，資料の説明を事務局からお願いいたします。
○関司法法制課長　本日，皆様のお手元にお配りしております資料は７点でございます。
　資料１は，本日の議事次第でございます。
　資料２は，法曹の養成に関するフォーラム運営要領で，公開に関しまして今年の６月１３日に改正を行ったものでございます。
　資料３は，「報道機関への会議の公開方法について」と題する書面です。
　資料４は，法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果の概要をまとめたものです。
　資料５は，文部科学省作成の「法科大学院教育について」と題するレジュメです。
　資料６は，「法曹有資格者の活動領域の拡大について」と題するレジュメです。
　さらに，丸島委員から資料の提出がございましたので，こちらにつきましても配布しております。
　また机上には，先回説明いたしました基礎資料のファイルも置かせていただいておりますので，適宜御参照ください。
○佐々木座長　ありがとうございました。

１　会議の公開について

○佐々木座長　それではまず，会議の公開についてです。その後の経緯を御報告いたします。
　会議の公開の在り方については，前回の会議におきまして委員から，例えば別室で報道機関がリアルタイムで議事を見ることができるような形で公開してはどうかという御提案が複数の委員から出され，賛同を得たところであります。他方で，このような公開を前提としつつも，公開に適さないような事項については，座長の判断で非公開にできるようにすべきだという御意見もございました。こちらにつきましても特に異論はございませんでした。前回の会議では，これらの提案や意見を踏まえ，事務局と相談をいたしまして，政務の皆さんとも御相談申し上げた上で，今回の会議までに皆さんに具体的な公開方法のイメージをお伝え

するという形で，前回は引き取らせていただいたところでございます。

その後，政務の皆さんの御意見を伺い，関係大臣の申し合わせとして資料２の運営要領の改正が行われ，委員の御提案に沿って，会議は報道機関に対して公開することと決定されたところでございます。あわせて，座長は，必要があると認められる場合には，会議に諮って非公開とすることができるという余地を残すこといたしました。資料及び議事録の取扱いについても決定されました。

そして，具体的な公開の方法についても，委員の御提案に沿い，また政務の皆さんの御意見を伺い，資料３「報道機関への会議の公開方法について」のとおり，別室でのモニターによる傍聴を認めることとしたところであります。カメラ撮影及びＩＣレコーダー等による録音は禁止といたしました。

この決定に基づき，本日は既に別室モニターによる傍聴により報道機関の皆様に会議を公開しております。また，報道機関への公開の措置をとったことにより，会議終了後の記者ブリーフィングは原則として実施しないということにさせていただいたところでございます。

以上，前回の運営要領につきましての皆様方からの御意見を受けてとりました措置でございますが，何か御意見ございますか。

よろしいでしょうか。それでは，この件についてはこれで処理を終わらせていただきます。

なお，鈴木文部科学副大臣が来られましたので，一言ごあいさつ，お願いします。皆さんにお願いしております。

○鈴木文部科学副大臣　御紹介いただきました文部科学省の鈴木寛でございます。

このフォーラムの前段といいますか，加藤前法務副大臣と私とでワーキングチーム等々の作業も進めてまいりました。それから，それに先行した形で，中教審でも法科大学院の在り方等についてはいろいろ検討を行い，いろいろな改革に着手しているところでございますけれども，今回フォーラムでいろいろな関係者に，より広範な分野から御参画をいただいております。

この分野は，大変な悪循環に陥っているというふうに認識をいたしておりまして，これをどのように好循環にしていくかということで，今日お集まりのすべての関係のセクションが，あるシナリオを共有して，そうした大きな一歩が踏み出せるように，私も最大限尽力をしてまいりたいと思いますが，よろしく御指導のほどをお願い申し上げたいと思います。

○佐々木座長　どうもありがとうございました。

２　関係者の取組について

○佐々木座長　それでは，議事に入ります。

本日は，意見交換の前提として，新しい法曹養成制度に関し，制度創設後の取組についての御説明をいただきたいと思います。

最初に，本フォーラムでもその検討結果を踏まえることとされております「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」について，事務局の司法法制部長から御説明をお願いしたいと思います。

○後藤司法法制部長　それでは御説明させていただきます。

今の鈴木副大臣からもお話がございましたけれども，お手元のファイルの中に「法曹養成

制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果（取りまとめ）」という緑色のファイルがございます。それから，短くしたものは先ほど説明がありました資料４でございますので，御覧いただきたいと思います。

この検討ワーキングチームにつきましては，新しい法曹養成制度について様々な問題点の指摘がある状況を踏まえて，昨年の２月，法務，文科両大臣の指示に基づいて設置されました。本日御出席の前法務副大臣である加藤オブザーバーと鈴木文科副大臣が共同で座長を務められました。法務，文科両大臣政務官のほか，両省担当者，法科大学院関係者，法曹三者が委員として参加したところでございます。

このワーキングチームでは，新しい法曹養成制度の現状を放置すれば司法制度改革が目指した制度の基本的な目標の実現が困難になるという問題意識に基づいて，検討が行われたところでございます。具体的には，この新しい法曹養成制度の現状が司法制度改革審議会意見書が提言した理念に沿ったものになっているかという視点を設定して，各制度の問題点，論点を分析するとともに，これに対する改善方策の選択肢を整理して，昨年７月に，この検討結果を取りまとめたというところでございます。

内容をごく手短に御説明させていただきたいと存じますが，資料４を御覧いただきまして，これに沿って御説明いたします。

まず，法科大学院制度についてでございますが，この資料４の真ん中あたり，２という項目がございますけれども，そこのところでございます。法科大学院教育につきましては，中央教育審議会法科大学院特別委員会における検討と，その提言を踏まえた改善の取組が進んでおり，ワーキングチームでも，それを踏まえた検討が行われました。法科大学院の志願者が減少していること，一部の法科大学院が入学者選抜における競争性や司法試験の合格率等に問題を抱えていることなどの問題点を整理するとともに，これらの問題点に対応して，文科省が進めている改善の取組を強力に推進すべきものとされました。

文部科学省の取組の詳細につきましては後ほど御説明がございます。

司法試験に関しましては，２ページ目の３に記載してあります。方式及び内容につきましては，受験者の負担等を問題視して，問題数，出題内容等を見直すべきであるとする意見がある一方で，合格点等に照らせば，現状が受験生にとって過度な負担とは言いがたいとの意見もありましたので，これらを整理いたしました。また，ロースクール修了後，５年間に３回までという受験回数制限，（２）にございますけれども，受験回数制限についての様々な意見，合格基準及び合格者決定の在り方についての意見などもありましたので，これらについても整理されております。

新司法修習につきましては４でございます。例えば，次回以降本格的に御議論いただきます司法修習生の経済的負担に関する意見，法科大学院教育との連携の在り方に関する各意見があり，これらが整理されております。また，（３）でございますが，司法修習の内容について，訴訟実務以外も修習内容とすべきとの意見がある一方で，現在の修習においても訴訟実務以外の修習が行われているとの意見などがありましたので，これらも整理されております。

そのほか，５として，関連する議論でございますが，予備試験の在り方等についても言及されております。またワーキングチームでは，法曹養成制度と関連する限度で，法曹人口についての議論もございました。取りまとめにおいては，法曹養成制度の在り方は，法曹に求められる役割や法曹の需要，それらを踏まえた法曹人口の在り方と大きく関連している等の

意見があり，法曹に求められる役割と活動領域の拡大の状況や，司法，法曹に対する需要，国民の司法アクセスの状況等を踏まえた法曹人口の在り方と関連して，総合的に検討することが必要であるとされております。

ワーキングチームの取りまとめに関する説明は以上でございます。

○佐々木座長　ありがとうございました。

それでは，ただいまお話にございましたように，法科大学院教育につきまして，文部科学省の小松審議官から報告をお願いします。

○小松審議官　失礼いたします。文部科学省の高等教育担当の審議官の小松でございます。

法科大学院教育につきまして概況を御説明いたしますが，お手元の資料５というのを御覧くださいませ。それから机上資料といたしまして，法科大学院教育についてという水色のファイルがございます。そこに若干言及いたしますので，適宜御参照いただきながら，お聞き取りいただければと存じます。

まず，法科大学院教育につきましては二つの点，司法制度改革と法科大学院制度の関係，それから今の取組と課題ということで御説明をさせていただきますが，初めてお加わりの先生方もいらっしゃいますし，御専門の先生方もいらっしゃいますので，若干復習を兼ねながら，基本的なところをさっと概括させていただきたいと思います。

まず，法曹養成制度の基本理念と法科大学院の関係でございますが，法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度，これは，司法制度改革審議会が平成１３年に取りまとめた意見書を踏まえまして，平成１４年３月に閣議決定をされました司法制度改革推進計画というもので発足が決まっていったわけでございます。その中で，法曹人口の拡大や裁判員制度と並ぶ，内閣全体として取り組む司法制度改革の大きな柱と位置付けられたわけでございます。

その制度の概要でございますが，この審議会意見書の提言を受けまして中央教育審議会で詰められまして，修業年限は３年とされ，ただし，法学の既修者については２年でも可とされました。それから，修了要件は９３単位以上であるとか，教員組織については必要専任教員中の２割以上を実務家教員にするとか，それから，教育内容でございますが，少人数教育あるいは双方向等の授業形態などを通じまして，理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施するという形で制度が立てられております。それから，資力の十分でない方が経済的理由から法科大学院に入学することが困難にならないように，授業料減免や奨学金制度などの支援制度が設けられているところでございます。

そこで，設置と，その教育の質の保証ということでございますけれども，まず，設置の方針につきましては，審議会意見書で，基準を満たしたものを認可するということで，広く参入を認める仕組みとすべきということが明記されておりますので，それを踏まえまして，関係者の自発的創意に基づいて，設置に関する審議会の審査を経て，基準を満たしたものは認可をするという形で臨んでおります。

それから，その設置後，開設年度に入学した学生さんが標準修業年限が終わって修了するまでの間，計画の履行状況あるいは設置認可時に付される留意事項への対応状況等について，審議会が調査を実施しております。平成２３年現在，７４校ございますけれども，２３年度から１校が募集を停止しているところでございます。

最初の立ち上がり，修業年限の一つ目の終わりまで，そのような形で質保証いたしました後，大学の質保証のシステムは，平成１６年度から，従来の言わば事前規制型から事後の設

置後の評価型に，ほかの様々な制度と同じように移って，併用型になっております。法科大学院につきましては，５年ごとに法科大学院の教育研究活動の状況について評価を受けるという仕組みになっております。

それから，これは審議会意見書の意見を踏まえまして，法務大臣，文部科学大臣の連携を図るということから，この事後評価の結果につきまして，文部科学大臣から法務大臣に通知をすること，それから，適格認定を受けられなかった法科大学院については，文部科学大臣から当該大学院に対して報告なり資料の提出を求めるなど，厳格に運用するという仕組みになっております。

それからもう一つは，認可された法科大学院の教育水準確保という観点からは，現職の裁判官，検事の方々の派遣，あるいは弁護士会からの教員の派遣協力ということが行われるようになっているところでございます。

このような形で法科大学院は運営されておりますが，昨今，様々な課題が指摘されているわけでございます。このような中で，法科大学院教育の質の向上に係る課題と取組について，概況を御説明申し上げます。

まず，文部科学省では，中央教育審議会の大学分科会の中に法科大学院特別委員会というものを設けておりますけれども，ここで平成２１年４月に法科大学院教育の質の向上のための改善方策という報告・提言が出されております。

これに従いまして，まず，入口と出口の質の確保という観点で策を講じております。

その一つは，入学者の質の確保の観点から，入学者選抜における競争的な環境が必要であるということで，競争倍率，これは受験者数と合格者数の比率ということでございますが，２倍を下回るという状況は入学者選抜における選抜機能が十分に働いていると言えないという提言がございまして，各大学に対して，その点の確保を促しております。平成２３年度，つまり最新の入学者選抜では，競争倍率が前年度より上昇いたしまして，改善が見られるということは申せますけれども，その一方で，一部の法科大学院では競争倍率が依然として２倍未満となっておりまして，引き続き改善の取組が必要だという状況が続いております。詳細な数字は，若干その下に掲げてございます。

それから，同じく入口の話ですが，入学者選抜の合否判定の要素として適性試験，これはいわゆる知識・技術等の学力の面ではなくて適性の面でございますが，これについての試験が入っておりますけれども，この試験につきまして，本来それを課した趣旨を損なうような点数の著しく低い人が入学することのないように，入学者選抜において適切な取扱いを促しております。入学者選抜ですので，各大学院が，創意工夫を凝らしておりますので，様々な形態はございますが，例えば，適性試験に最低限必要な基準点を設定するというようなものが２５校あると。前年度よりはある程度増えております。あるいは，そういう基準点の設定以外の方法で考慮しているというようなところもあるというふうに理解しております。

それから，多様な人材を法曹に受け入れるという点が新しい法曹養成制度の理念の大きな点の一つでございますけれども，各法科大学院において法学部以外の学部の出身者や社会人の入学者を確保するようにということを求めております。これを受けまして各法科大学院では，夜間コースの設置とか長期履修制度の活用といったようなことに取り組んでいただいていることは事実でございます。しかしながら他方で，非法学部出身者あるいは社会人の入学者は年々減少傾向にございます。この分析を含めまして，法曹養成制度全体として改善に取

り組んでいくことが必要と認識をいたしております。例えば発足当初の平成１６年では，そこに掲げてございますような非法学部出身あるいは社会人の方の入学の比率でございましたけれども，現在はいずれも２割程度ということになっているわけでございます。

それからその次に，法科大学院での学修がいずれかの科目に偏らないようにということで，法律基本科目，いわゆる憲法・民法・刑法などというもの以外の科目群を一定の単位数で維持をするということと，それからその法律基本科目の学修自体の強化という，両方を図るということが質の向上策となっております。そのため，法学未修者１年次では，１年当たりの履修登録上限単位数というのがあるんですけれども，これを超えて，法律基本科目を６単位程度増加することができるというような措置を図ったところでございます。これは昨年の４月でございます。この改正を受けまして，各法科大学院で法律基本科目の学修強化に取り組んでおります。

それからあわせまして，法科大学院の修了者が，様々な法科大学院がございますけれども，共通に備えておくべき能力というものも関係者の間で明確にして，修了者の質を保証するというような意味で，共通的な到達目標を立てていくということを推進しているということでございます。そして，成績評価等の管理につきましては，各法科大学院において厳格な成績評価・進級判定・修了認定といったことの徹底のため，ＧＰＡ制度，これは，平素の授業や評定の平均等から，その身に付いている程度等をはかっていく制度でございますが，グレード・ポイント・アベレージというものの略です。ＧＰＡ制度，あるいはファカルティ・ディベロップメント，これは教員の先生方の授業の質の向上の活動でございますが，こういったものを取り入れまして，修了者の質の向上を図っているということでございます。

５ページと書いてありますところに，標準修業年限の修了者，現在７割台でございます。片方で，もっと高くすべきではないかという御意見もあるかもしれませんが，現時点での質の向上という観点から，各大学としては厳しくしてきているということがございます。

それから，法科大学院の組織の見直しでございますが，文部科学省といたしましては，各法科大学院に対し，中教審の特別委員会の報告や，それから先ほどお話がございました法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの指摘等に基づきまして，入学定員の見直しなど，組織の見直しを促しております。現在は一番多かったときに比べると約２割の削減になっており，平成２３年度までに，すべての法科大学院で入学定員の削減を実施したという状況にございます。

さらに，特別委員会報告，それからワーキングチームでの御指摘を踏まえまして，新司法試験の合格率や入学者選抜の競争倍率を指標として，深刻な課題を抱える法科大学院については，国立大学法人運営費交付金や私学助成の公的支援を見直すということにしておりまして，来年度から実施されるという予定でございます。

それから，最後になりますが，法科大学院の質保証システムそのものの強化ということに関しまして，まず，法令で定めている仕組みという意味では，先ほどちょっと触れましたけれども，開設年度に入学した学生が卒業するまでの一渡りということに関するアフターケア，それから，文部科学大臣が認証した評価機関が５年ごとにその後の事後評価を行う認証評価がありますとともに，その仕組みとしてではなくて一つ一つの行為として，中教審の法科大学院特別委員会が，特別委員会報告に基づいた各法科大学院の改善状況についてフォローをしていくという活動，これらによって法科大学院の改善に関する取組を促進しているという

のが現状でございます。

このうち，認証評価という，認証された団体が法科大学院の事後評価をしてチェックをしていくという制度につきましては，法科大学院が法曹養成の中核機関としての役割を十分に果たしているかを評価するということから，認証評価の細目について定める省令というものがございますけれども，これを改正いたしまして，その中に新司法試験の合格状況，あるいは企業・官公庁など，裁判官・検察官・弁護士の道以外の進路を含む法科大学院修了者の進路に関する事項といったようなものを新たに追加いたしまして，適格認定に当たっては総合的に評価を実施することなどと併せまして，評価基準・方法の改善を図ったところでございます。

現状，成り立ち等について，概略を御説明をいたしました。

○佐々木座長　ありがとうございました。

次に，司法法制部長から，法曹有資格者の職域拡大に関する取組についての説明をお願いします。

○後藤司法法制部長　それでは，お手元の資料６がレジュメでございますので，まずこれに基づいて，法曹有資格者の活動領域の拡大についての取組状況を御説明いたします。

資料６を１枚めくっていただきますと，司法制度改革審議会意見書の抜粋でございます。この真ん中下のあたりに網掛けしておりますけれども，今後は弁護士が社会のニーズに積極的に対応し，公的機関，国際機関，民間企業など，社会の隅々に進出して多様な機能を発揮し，法の支配の理念のもと，その健全な運営に貢献することが期待されるとされていたところでございます。

この意見書の理念を踏まえまして，法務省では他の関係各省と連携しながら，法曹有資格者，すなわち司法試験合格者の活動領域の拡大についての取組を行ってきたところでございます。その全体像は資料２のとおりでございますが，民間企業での活用，それから公務員としての活用，国際機関での活用，この３つが柱となっております。

資料３を見ていただきますと，民間企業での活用についてに関する取りまとめでございます。これは，平成２０年９月に，ここに載っております法務省，文部科学省，日本経済団体連合会，日本弁護士連合会及び法科大学院協会を構成員としまして，この意見交換会が設置され，同年１２月２２日に検討結果を取りまとめしたものでございまして，以後，これに基づいて取組をしているということでございます。この取りまとめにおきましては，各省，関係機関において，それぞれ企業が法曹有資格者を採用するための方策をとり，今後も企業における法曹有資格者の活用の在り方・状況，これを阻害している要因及びこれを進める方策について，継続的に意見交換を行うこととされ，平成２１年以降も年に２回のペースで意見交換会を実施し，企業法務シンポジウムなど各省等の取組を紹介するとともに，これを踏まえた意見交換を行っているところでございます。

資料４は，企業内弁護士の数の推移でございます。これは日弁連の弁護士白書からの抜粋でございますが，２００１年，平成１３年には６４名であったのに対し，２０１０年，平成２２年には４３５名に増加しているというところでございます。

続きまして資料５でございますが，これは公務員としての活用についてでございます。これにつきましては平成２０年１１月に，国家公務員制度改革推進本部，人事院，総務省，法務省及び文部科学省が構成員となりまして，この法曹有資格者の公務員登用促進に関する協

議会が設置され，平成２１年４月に，資料５のとおり，検討結果を取りまとめたところでございます。

現状につきましては，この１ページの第２以下に記載がございまして，第３の２ページ以下で検討としてまとめているところでございます。

この３ページの上のほうに（３）とございますけれども，このあたり御覧いただきますと，取りまとめにおきましては，法曹有資格者の公務員登用の促進や拡大を図るためには，人材の需要側，すなわち官公庁と，供給側，すなわち法科大学院や日本弁護士連合会の双方が，法曹有資格者を公務に誘致するための環境整備に取り組まなければならないという基本認識が示されております。これを踏まえまして，国家公務員に関しましては平成２１年度から，法科大学院生を各省庁でインターンシップとして受け入れる霞が関インターンシップが実施されております。

採用に関しましては，新司法試験合格者を対象とした経験者採用システムの利用省庁の拡大，それから，資料６，７にございますけれども，人事院における採用試験の見直しということで，総合職院卒者試験（法務）が新設されました。総合職院卒者試験，これは，法科大学院など専門職大学院を含む大学院修了者を対象とした試験を創設するというのが一つでございます。それからさらに，その院卒者試験の中に新司法試験合格者を対象とした法務区分を創設すると，こういうことで，これを２４年度から実施する予定と伺っております。

それから，資料８でございますが，任期付職員法に基づく採用状況ということで，任期付職員のうちの弁護士の在職者数は，平成１３年には１０名であったのに対し，平成２２年には１１５名に増加しているところであります。

それから，資料９でございますが，国際機関での活用についての取組でございます。この資料は，昨年８月の日本弁護士連合会，外務省，法務省，法科大学院協会及び国際法学会が協力して開催いたしました「国際分野のスペシャリストを目指す法律家のためのセミナー」のプログラムでございます。このセミナーは，我が国において法的専門性を身に付けた若手の法律家や法科大学院生が中長期的な視野で国際分野への関心を持ち，深めることを目的とするものであり，この資料９のとおり，国際司法各分野の実務など，実践的かつ具体的な内容のみならず，国際機関の採用・人事等に関する情報等の講義が行われたものであります。昨年のセミナーでは，若手弁護士や法科大学院生，修了生等，合計約９０名が受講いたしました。本年も８月に同様のセミナーを実施することを予定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木座長　ありがとうございました。

３　意見交換

○佐々木座長　それでは，これから意見交換に移ります。大きく分けまして，一つはワーキングチーム取りまとめや法科大学院に関するこれまでの取組にかかわる案件であり，もう一つは法曹資格者の職域拡大に係る案件かと思いますので，一応これを分けて，時間を配分させていただきたいと，このように思いますので，よろしくお願いします。

そこでまず，ワーキングチームの取りまとめや法科大学院に関する取組について意見交換をしたいと思います。必要に応じて，事務局からもお答えをいただくということにしたいと

思います。何かございませんでしょうか。

○**加藤オブザーバー**　余り冒頭からオブザーバーがお話し申し上げるのはよろしくないかとは思うんですが，ワーキングチームにつきましては，先ほど鈴木文部科学副大臣からありましたように，私も一緒に取り組ませていただきましたので，お願いかたがた，一つ発言をさせていただきたいと思っております。

このワーキングチームにおきまして，先ほど御説明の中にもありましたが，法曹養成制度全体が悪循環に陥りつつあるという，私としては大変激しめの表現をしたつもりでございまして，そこまで強い表現をしたというのは，当時の委員の先生方，この中にも何人か御協力いただいた先生方はお見えですけれども，その皆さんの大変強い危機感のあらわれだというふうに私は理解をいたしておりまして，是非その問題意識とか，あるいは危機感というものを本フォーラムでも御理解いただき，また共有していただいて，その更に先，一歩，二歩でも進めるような議論を進めていただければ大変有り難いと思っております。

それから，ワーキングチームの最終取りまとめにおきましては，法科大学院と，それから司法試験，司法修習，それぞれについて，かなり幅広く論点，問題点を整理したところであります。大変大部でもありますし，お忙しい先生方ではありますが，このワーキングチームの取りまとめについても是非御理解をいただいた上で，その上に更に議論が発展といいますか，深められるような方向で御議論いただければ大変有り難く思うところであります。

この２点はお願いのレベルであります。

その上で，ちょっとそもそも論になるんですけれども，１点，早い段階で問題提起を申し上げておきたいと思っております。

法科大学院への志願者が減少しているという大きな問題がございまして，その中で，これはワーキングチームにおける議論での私の反省もあるんですが，法曹養成制度の中で何か改善をすれば志願者が増えるのではないかという，こういう議論にどうしても偏っていたような気がいたしております。その意味では，本来，法曹の仕事の魅力であるとか，あるいは仕事の領域の拡大とも関連をいたしますが，どんな分野で活躍できるのかとか，これらをもっと広く世の中に，とりわけ学生さんに伝えていく努力というのがちょっと欠けていたのかなという気がいたしております。

企業であれば，それぞれの企業の魅力であるとか仕事のやりがいというのは，それぞれの企業でＰＲをされるということになるわけですけれども，資格職業の場合には，残念ながら，それを総体としてＰＲするという動きがなかなかとりにくいところがあります。だれが音頭をとるのかとか，だれが実務を担うのかというと，なかなか難しいところはあるんですが，法曹という仕事，あるいは法律の専門家という仕事そのものが大変魅力的で，社会貢献度の高い，やりがいのある仕事なんだということをより広く伝えることによって，ロースクールへの志願者増につなげることもできるのではなかろうかと，こんな思いもあるものですから，早い段階で一言申し上げておきたいと思ったところであります。

○**佐々木座長**　ありがとうございました。

それでは，御質問も含めて御意見ございましたら，どうぞお願いします。先ほど言いましたように，職域拡大はちょっと後のほうに寄せますけれども，どうぞ。

○**中山経済産業大臣政務官**　職域拡大と少し関連するかもしれないですが，基本的に今の加藤オブザーバーのお話のように，やはりこの大学に入ってこれを勉強して，魅力があるという

何か大きな視点をもう少し投げ掛けていただきたいと思います。つまり，グローバルな今，日本の企業が直面している大きな問題について，どういうふうに世界観というものを持っているかというところが重要なことでございます。

私たちは今，原子力の問題があって，停電であるとか，または電力が上がることも可能性がございます。そうしますと，ますます企業が外へ行ってしまい，国内が空洞化していく可能性があります。そのようなことを含めて，やはり日本が外国で勝負をしなければならないような時代に来ていることはもう間違いございません。ある意味では，もう切羽詰まっています。５４基あった原発が現在１７基稼働していますが，それらも恐らく定期検査により，来年どうなるか分かりません。そういう面でいえば，電力料金はますます上がります。企業が外国へ行かなければならないというような状況がますますつくられています。

ですから，私たちもＪＩＣＡや，ＪＥＴＲＯにもよくお話しするのですが，弁護士の関係はどうかと問うと，いや，外国におりますと答えます。しかし，やはり企業がそういうことの準備をしっかりしていくということが極めて重要な，世界的な状況になっていますので，本当にこれから中小企業やサプライチェーンが外国へ出ていったときに，外国との特許の問題も含めて，どのように法曹界がそれを考えているかということも，大きな視点で問題を投げ掛けてもらいたいと思います。

やはり単に訴訟をするというだけではなくて，自分たちの企業が世界でやっていくために，どのように企業を守っていくかという視点も非常に重要なものですから，日本の立場を理解した上で，大きなスケールで是非教育をしていただきたいと，このように思うわけです。

○**櫻井財務副大臣**　今の加藤さんの意見は意見として，分からないわけではないんですが，逆に言うと，ロースクールにいっぱい人が集まってきましたと，でも，出口がある程度の数しか決められていなかったら，この方々は一体どうなるのでしょうか。つまり，いっぱい来ましたと，いっぱい来て，もうある能力以上の人たちは全員合格させるんですということであれば，それはそれで一つなのかもしれませんが，結果的には出口のところである種の人数制限をするとか，あるレベルに達しない人たちでなければ，あなた方は弁護士になれませんということになるとすると，そのロースクールのことだけをやって，幾らロースクールに人が集まってきたとしても，そこで，その先，資格が取れないということになってしまうと，集まってくるということには僕はならないのではないのかなと，そう感じます。

ですから，ここは結果的には需要と供給の関係と言ったら怒られるのかもしれないけれども，そこが一つで，それから逆に，一方で人がいっぱい集まってきました，では，それであれば，それ見合いで多くの人たちを弁護士さんにしましょうということになると，今まさしく職域拡大をどうするかという議論をしているぐらい，今すぐに職があるのかというと，かなり厳しい状況なのかもしれないと。ですから，社会全体の構造を考えていかないと，一概にロースクールの話だけで数を増やしましょうということにはつながらないのではないのかなと。ですから，全体像としてどうなのかということを，ちょっと１点お示しをいただきたいと思います。

それから，すみません，私，ちょっと十分わかっていないところがあるので教えていただきたいんですが，法科大学院の所管省庁は一体どこになっていて，それから，弁護士の試験を受ける資格要件はどこが認めて，その司法試験の合格というのはだれが免許を与え，今度は司法修習生のところについてはだれが免許を与えているのでしょうか。そしてなおかつ，

私は内科の医者なので医者として申し上げると，僕らは厚生労働大臣に免許をもらった後は，最終的にずっと厚生労働省が我々のことを監督することになっていて，今の議論は，確かに養成のところの議論だけ，質の担保のことについて，法科大学院のことについてなされていますが，弁護士さんになった後の質の担保みたいなことというのはどういうシステムになっているのか。ちょっと教えていただきたいんですが。

○**佐々木座長**　では，私以外の方から教えていただくということで。事務局，どうぞ。

○**後藤司法法制部長**　今の点ですけれども，まず，ロースクールの所管省庁は文部科学省でございます。

それから，司法試験は司法試験法という法律に基づいて行われておりまして，これは法務省が制度も所管をしておりますし，それから，その試験を実施するのは司法試験委員会でございますが，これも法務省にございます。

司法修習は最高裁判所のもとで実施されておりますので，これは最高裁判所が責任を持ってやっておられます。

それから，司法修習を終了しますと二回試験がありまして，二回試験に合格すると弁護士あるいは裁判官，検察官になる資格が与えられるわけですが，弁護士になるためには，それ以後は弁護士会の名簿に登録されることになりますので，この後は弁護士会が管理しており，弁護士会と法務省の間には監督の関係はないということになっております。

ざくっと言いますと，以上です。

○**櫻井財務副大臣**　ちょっと不思議なんですけれども，多分医者も，医師会が「では，その後のところを全部見ます」と言ったら，きっと社会から大反発を受けると思っていて，普通に考えると，認可したところの人たちが最終的にずっと管理していく，もしくは，何でもいいんですけれども，第三者の目が入ってこないというのは何か，すみません，これは法曹養成のところまでなのか，それとも，そこだけその質を担保されて，その先のことについてというのはここの場で議論しないのであればこれでやめますけれども，そこも後で検討しないと，ちょっと問題があるのではないのかなと，そう思いますので。

これはちょっと問題提起なら，今日の趣旨に合わなければ，そこまでで結構です。

○**佐々木座長**　弁護士の後は弁護士会がということですか。

丸島さん，是非答えてください。

○**丸島委員**　有識者委員の一人という立場ですので，弁護士会として責任を持ってお答えできることになるかどうか分かりませんが，お話をさせていただきます。これは，既に司法制度改革審議会の中でも議論されましたけれども，法曹はいわゆるプロフェッションの一つでありますところ，プロフェッションとしての要件については，まずは専門性，その専門性を通じて社会に貢献する公益性または公共性，そしてそうした責務を全うするためのプロフェッション集団としての自治ないし質の確保のための自律性，このような三つのことが一般的にプロフェッションの要件とされております。

その中でも特に弁護士制度につきましては，これは弁護士が行う業務というものが，一人一人の個人あるいは企業・団体，そうした方々の権利・自由にかかわる職務でありまして，刑事裁判などではそれが端的にあらわれてまいりますが，国家機関とのある種の対抗関係の中にあってその権利・自由を擁護する責務を負うという専門職であります。そういう特質にかんがみて，その質の確保ということを弁護士自治という形で，弁護士会がきちっとこれを

担っていくというふうな制度の建て付けで今日まで来ているということでございます。

弁護士会の中では，綱紀・懲戒などの委員会がございまして，そこで非行を指摘される者に対する審議がなされております。これは様々な改革がなされておりまして，弁護士だけではなくて，有識者委員の方々も入られての検討機関ということで運営されており，また，さきの司法制度改革審議会の議論も踏まえて，綱紀審査会ということで，市民の方々だけで構成されるチェック機関も新たに設けて，弁護士自治が国民的な基盤に基づいて運営されるように，努力をしているという経過でございます。

もちろん，そのほか様々な分野の専門研修・倫理研修などに弁護士会は多くのエネルギーを注いでおりまして，広い意味での質の確保ということに努力をしているところでございます。

○佐々木座長　ありがとうございました。

そういうことで。

○櫻井財務副大臣　ちょっといろいろあるんですけれども，今日はもうやめておきます。

○佐々木座長　よろしいですか，一応。

それでは，ほかの委員からどうぞ。

○井上委員　加藤オブザーバーのおっしゃったことと櫻井副大臣のおっしゃったことは矛盾していないと思うのですね。社会的あるいは広い視野で見て，どれぐらいの法曹が必要なのか。法曹といってもいろいろなところ，中山政務官が言われた面なども含めて，必要になってくるという声が経済界を始め各方面で当時強くあり，それが審議会の意見に反映されているのです。

それまでは，法曹人口の問題は法曹三者だけにずっと任されてきていたのですけれども，その結果がどうか，毎年の司法試験の合格者数がほぼ５００ぐらいに事実上抑えられてきた。それを法曹三者以外の有識者が過半数を占める場で見直そうというのが司法制度審議会発足のときの趣旨の一つであった。それで一定の計画的な拡充をしようという提言をしたわけですが，その後はまた法曹三者とか法律関係者に任されてしまっている。それで本当にいいのかというのが，今回こういうふうに幅広い層の方々に参加いただいて議論していただくことの趣旨であり，大きな意味だと思うのですね。

もちろん法曹としての能力が十分でない人を生み出すのは，お医者さんで能力のない人を生み出したら大変なことになるのと同じなので，質的なコントロールをする必要があり，それを司法試験でやっているわけですが，そこのところが果たしてうまく機能しているのかという点も含めて見直していかなければ，櫻井副大臣が言われたように，出口のところで狭められてしまっているため，幾ら入口から入ってくる人を増やしても，あぶれるだけなのですね。

職域の点については，弁護士会の方々とは意見が違うかもしれませんけれども，司法試験を通って研修所を出れば，安定した仕事場があるとか，大きな法律事務所に就職でき，食べていけるのだといった像というのは時代に合わないのではないかと思っていまして，そこから先も競争だと思うのですね。そういう競争とマーケットの需要とで最終的には人数が決まってくる。ご当人達にとっては非常に苛酷ですけれども，そういう像を審議会は描いていたと思われるので，競争は嫌だ，初めから安定した仕事場を与えてもらえる程度の人数でないとだめというふうに言われるのはちょっとおかしいので，そういったところも含めて見直し

ていただきたいというのが私などの思いです。

○**佐々木座長**　なかなか職域拡大とやはり行ったり来たりするので，これはもう仕方がありませんので，御意見，自由にと言ってはなんですけれども。

○**南雲委員**　この検討ワーキングチームについての検討結果で，ほぼ論点は出尽くしていると思いますが，両論併記みたいなところがございまして，大変まとめに苦労があったのではないかと思いますが，ここでの議論というのは，司法制度改革が目指したところを踏まえた検討が行われるべきではないのかなと思います。

まず最初に，法科大学院の問題点や改善方策などが記載されておりますけれども，そもそもこれだけの数を認可してしまったわけだということだと思いますが，法学部の教授のみならず，実務教育を担う裁判官ですとか検察官，弁護士を派遣してもらわなければならないことを考えれば，その教員不足も最初から目に見えていたのではないかというような感じがいたします。教員の配置やカリキュラムの編成の要件なども認可する際には検討されているものと思いますし，第三者機関である認証評価機関，これがどのような役割を果たしていたのか。取りまとめの中には，機関の間で評価にばらつきがあり，形式的な評価にとどまっているものもあるとございますが，現在，文科省のほうで省令を改正して改善を図っているとしておりますけれども，これで改善されるのかは分からないところだと思います。多分，その他の司法試験の在り方とか，予備試験とか，あるいは司法研修所の在り方とか，すべて連動している話だと思い始めているところでございます。

それよりも，司法制度改革が目指した新しい法曹養成制度の基本理念にもう一度立ち返って，その実現のために何が不十分であったかというアプローチこそが必要ではないかと思っております。平成２２年度，３，０００人という当初の目標は達成できていないわけでございます。

また，司法試験の在り方も重要ではないかと思います。検討結果では指摘されておりますが，少なくとも新司法試験の科目数や，過度に細かな知識を問う内容になっているようなことでは，旧司法試験とどう違うのかと。私も素人ですから，試験内容を見比べたわけでもございませんが，ワーキングチームの指摘の一つには，問題数，出題内容も見直すべきという意見もあるわけです。そういう試験内容だから，法科大学院もそれに合わせた教育内容になって，受験に役立つ授業になってしまって，多様な養成教育ができなくなっているのではないかと。司法試験の在り方は見直したほうがいいのではないかと思います。

ある記事に，受験生の合格率が低いので法科大学院の教育は試験対策が中心となり，社会人経験者らが法曹を目指すことも難しい，この結果，法科大学院に多様な人材が集まらず，多様な人材こそが活躍できる弁護士の潜在的ニーズも十分に掘り起こされていないというような記事もございます。

そういう意味では，教育そのものが受験勉強化している中で，それに合わせてもしようがないと思います。やはり最初に司法試験の内容を思い切って変えていくことが先決ではないのか。合格率が低く抑えられていること，国内訴訟中心の紛争解決という認識が強く，法理論中心で多様な能力を試していない，難易度が高過ぎるということをどう改善するかがポイントではないかということも思います。

それから，予備試験も結局，抜け穴みたいな存在になっているような気がしてなりません。こちらのほうにウエートがかかっていくと，前の仕組みなどと違うことになるのか，同じよ

うになってしまわないか，これも不明な点だと思います。

司法修習の内容についてはここに，訴訟実務以外も修習内容とすべきであるとの意見がある一方で，現在の司法修習は多様な法律家の共通の基礎を習得させることを重視しており，訴訟実務以外の修習も行われているとの意見があったと記載もされております。なかなか幅広い法曹人材育成になっていないのは，一方で試験も修習も国内訴訟中心の内容になっているからではないかという意見もありますし，ここに書いてありますように，多様な法律家の共通の基礎を習得させることも重視しているという意見も出てきているわけでございます。もしそうであるならば，なぜ今に至っているのか，理解ができません。本当に共通の基礎のみであれば，なぜ高度にテクニカルなとか，過度に難しいという意見が出てくるのか。これも，私は全く素人ですから評価できませんが，疑問には思っているところでございます。

そういう意味では，大胆な司法研修所の改革，国内訴訟に特化した教育を行うということで，その他の分野で活躍したい弁護士は研修所を経なくても仕事ができるといったような，大胆な改革を行ってもいいのではないかということを申し上げたいと思います。

○佐々木座長　ありがとうございました。いろいろな重要な論点について御指摘をいただいたと思っております。

ほかの方から，いかがでしょうか。

○山口委員　ちょっとおくれて来たので，もしかしたら重複しているかもしれません。

ちょっと財務省に聞きたいんですけれども，法科大学院の組織の見直しのところで，公的支援の見直しというのがありますが，法科大学院というものができて，それに対して財政的な支援はやっているわけですよね。これは，どれぐらいの予算の負担になっているのか。もし分かったらですけれども。

○櫻井財務副大臣　すみません，これは所管省庁で文科省が答えていただきたい。

○小松審議官　ちょっと累計の金額というのが，今手元にないので，幾らということは直ちにお答えができないんですけれども，法科大学院をつくるに際しまして，通常の大学院よりも教員の数を例えば１．５倍にするとか，そういった充実した体制が設置基準で決められております。その分の教員の人件費等につきましては，当初つくりましたときに，それを措置していくというような形で行う。それを基盤的経費の中で，国立の場合は国立の仕組みに従って，私立の場合は私立の仕組みに従って行うというようなことで，主にはそういったプラスの人件費等が掛かっているということでございます。

○山口委員　金額的には分からないですか。

○小松審議官　すみません，今ちょっと累計は計算しないと分からないんですが。

○鈴木文部科学副大臣　実は，例えば東京大学は文科一類５９０名でございましたが，今４００名に，その学部レベルの定数を削減し，そして，そこで浮いた財源を新規に立ち上げたロースクールにということでありますから，トータルでいえばそういう調整をしているということで御理解をいただきたいと思います。特に国立大学については，いわゆる法学部，アンダーグラデュエイトの法学部については，いずれも定数削減を行っております。

○山口委員　つまり，法科大学院を維持するために，私学で例えば経済学部が稼いだ金がどれぐらい法科大学院に入っているかというのは，僕はそれは知りませんけれども，相当なコストがかかっていると。さらに，国家的にも相当な支援をしているとしながら，結果的に見ると，二つの意味で，どうもこの制度は意味があったんだろうかという反省が出てきていると。

一つは，法科大学院に入って，卒業生がなかなか司法試験に受からないという，そういう問題で，それでは意味あったのかという問題が出ますし，それが仮に受かったとして，弁護士さんとかになっても，今なかなか食えないよというふうにはなってきていると。これはちょっと驚いたんですけれども，普通の二十そこそこの学生に聞いても，昔は何か合コンやるなら医者と弁護士というのがあったんですけれども，もう弁護士は完全に外れているようで，どうも余り豊かな暮らしができそうだというイメージが何かないみたいですね。

そういう意味で，もともとそういう司法試験合格者をどんどん増やすこと自体に，数量的にどこまで増やしたらいいかというのが余りはっきりしないというか。増やしたら増やしただけの，例えば仕事づくりを国を挙げてやっていくと，例えば経済産業省が中小企業支援政策の中にそういう法律の専門家を組み込むような仕組みをつくって，先ほど中山さんが言われたみたいにですね。そうすると，どれぐらいの需要がありますとか，何かそういうのがあった上で，だからこれぐらい増やさなければいけないということであればしようがないと思うんですけれども，今の状態ですと，結果的には，どうも受かる人も少ないので入学定員減らしましょうという話になっている。それで，弁護士とかそういうのをたくさんつくっても，どうも仕事もなさそうだというときに，多額の国家予算を使い，大学の中の予算配分を動かして，法科大学院を維持していくということにどういう意味があるのかと。

これは私，かかわっていないので，全く素人的な感覚で言うと，そういう感じがするんですよね。だけども，つくってしまったからやめるわけにいかないので，何か意味あるものにしましょうというので，みんなで頭使っているとしたら，非常にナンセンスな議論をしていることになってしまいますよね。

だから，この予備試験の範囲をどれぐらい拡大するか。事実上縮小に持っていくなら持っていくという方向を出しても，僕は，先ほども給費制と貸費制の話がありましたけれども，国家予算への負担という点では，法科大学院を維持しようというための負担のほうが僕は大きいと思うので，ここのところをもう少し縮小均衡的な方向にある程度行くなら行くで，どういうプロセスを経てやっていくのか。あるいは，いや逆に，拡大するために需要を増やすんだというのであれば，需要は法務省の中で議論をしていてできる話ではないと僕は思います。国全体で挙げて考えていかなければいけない。後の議論のほうにと言われたけれども，それとセットで考えないと，僕は，そこを切り離して，これをどうしていくんだと言われても答えが出ないような気はするし。この曖昧な状態をいつまでも続けていくのは，それこそ国民から言わせると，税金をそういうところに使ってもらってもねということに僕はなると思うんですよね。

その辺の結論が，はっきりこのワーキングチームの結論で出ているのか，出ていないのか。先ほどちょっと両論併記的と言われましたけれども，もっと試験を受かるようにしましょうという話なのか，それとも，もうだんだん縮小していこうという話なのか。これはだれに聞いたらいいかよく分からないんですけれども。

○井上委員　ワーキングチームで行ったのは，そういうもろもろの意見を整理するということでした。そして本格的には，今，山口委員がおっしゃったような点も含めて，できるだけ確実なデータに基づいて幅広く議論をしていただきたいということで，その本格的な検討の場が正にこのフォーラムなのです。

山口委員は今，合コンの話をされたのですけれども，それも非常にあやふやな話ですよね。

そういう根拠があるかどうか分からない話はいっぱいあって，非常におかしな状態であると思っていまして，やはりそれぞれの疑念とか批判とかについて，本当に十分な根拠のあるものかどうか。あるいは社会的なニーズというのもどれだけあるのか。そういうところも含めて，ここである程度時間を使って確認し，きちっと議論していかないと，流されてしまうと思うのですね。

ですから，今日は初めてですから非常にラフな話をさせていただきますけれども，それぞれの細かな点については，我々関係者も，できる限り正確にお答えしていくつもりです。

○**山口委員**　ワーキングチームでその点について，こういう例えば現状認識についての統一的な，つまり，弁護士をこれ以上増やしてしまうと大変ですよという結論なのか。

○**井上委員**　いや，そうではなく。

○**山口委員**　つまり，現状認識としてはどうなのか。

○**井上委員**　現状認識としては，日弁連のほうからは，弁護士の数はもう飽和状態で，職にあぶれる状況であるというお話はあるんですけれども，弁護士さんの間で聞くと別の意見もある。

それで，そこのところもきちっと確かめながら検討を進めていくべきだということをワーキングチームのまとめとしては言っていて，両論併記の形で書かれているわけです。その中で，法科大学院のところだけかなり具体的に書いているのは，その点については文科省ないし中教審の方でかなり検討が進んでいて，既に改善に着手しているので，具体的に書いたというだけのことなのですが，ほかのところはおおまかなまとめ，あるいは両論併記のような形になっているので，そういう印象を与えるところがあるのだと思います。

○**鈴木文部科学副大臣**　先ほどのお尋ねで，私立の法科大学院に着目した補助が２１年度実績で４５億円でございます，１年間ですね。

それで，南雲さんの御質問にも絡むんですけれども，それと今，井上先生のお話を受けての話なんですが，政権が替わりまして，大きく変わったことの一つを申し上げたいんですけれども，つくり過ぎではないかという批判，これについては我々の政権はそうだと思っていまして，私も，つくり過ぎていたときに野党の筆頭理事をしておりましたから。

結局，ピーク時，定員で申し上げますと５，８２５人でございました，平成１９年レベルですが。これについては，中教審でのしっかりした御議論と，そしてワーキングチームでの後押しもございまして，既に４，５７１名まで，２割カットをいたしております。したがいまして，今の４５億も，掛ける０．８とか０．９とか，こういうオーダーに。今，ですから，４０億を割り込むオーダーに平成２３年はなるのであろうと。これは私立大学のベースでありますが，ということでございます。

４，５７１名の定員でありますが，さらにワーキングチームあるいは中教審の御議論があって，要するにレベルに達しない人は定員まで入れないと，こういう厳格な運用を更にしていただくような指導・要請，あるいは場合によっては私学助成金等々にも反映させますよと，こういうアナウンスをしたものですから，平成２３年度の入学実員は約３，６００人ということになってございます，実員はですね。そういう状況です。

これは結局，ワーキングで分母分子論というふうによく言っていたんですけれども，分母はピーク時５，８２５だったものを，キャップを４，５００にして，そしてクオリティコントロールをして，３，６００というところまで分母は下げてきましたと。では，分子をどう

しますかということなんですが，とりあえず閣議決定は，いったん３，０００というのをしたわけですね。それがいいかどうかは別で，少なくとも決まったことは決まったこととしてあると。

そういうことを前提にやってまいりましたから，しかも７割程度というのが，その解釈とか表現においていろいろなアローアンスはあるんですけれども，世の中に７割というものが流布したことは事実でございます。そうすると，一般のパーセプションとして言えば，厳密に言えばいろいろなことはありますけれども，３，０００割る０．７ということで，だから分子が３，０００で分母が３，０００割る０．７ということでいけばよかったわけでありますが，それはつくり過ぎたので，そこは下げましたと。

しかし一方で，いろいろな諸事情があって，それは職域拡大とも関係するのでしょうけれども，分子は２，０００のままでずっと，このところ停滞をしているというのが現状です。では，その２，０００をどうしていくのかと。弁護士会の中にもいろいろ，弁護士会としてはそれを，特に現執行部では１，５００という御意見も強くございます。

それから，先ほど中山政務官がおっしゃいましたけれども，いろいろな職域のニーズがございます。あるいは地方公共団体などでも訴訟を抱えている件数というのは，地公体もいろいろございます。あるいは昨今，病院であるとか学校法人等々も，そういう法曹のニーズというのはあります。ただ，そこは十分まだ拡大はされていない。それは恐らく後半の御議論だと思いますが，現状そういうところまで来ているということです。

併せて申し上げたいのは，悪循環というのは冒頭，加藤オブザーバーからもお話はございましたが，二つ問題がございまして，もともとのねらいとしては，非法学部から多くの人材を得たいと，こういうことをもくろんでいました。そのことは残念ながら今のような，結局７割ぐらいはなれると思ったのが，結果は２割とか３割なので，非法学部の人はもう，そもそもロースクールを受けなくなってきてしまったということ。

それからもう一つ，そもそも優秀な高校生が法学部すら目指さなくなってきてしまっていると。昨日もある高校の校長先生とお話をいたしましたが，その高校においては，いわゆる有名国公私立大学法学部を目指すコースが半減してしまっていると。こういう状況があって，そもそも若い有意な人材が医学の道にも法曹の道にもバランスよく，経済の道にも行くということが社会の健全な発展にとって望ましいわけでありますが，法学部志望というもの，要するに，この分野を志望する若い人が今急激に激減をしているということが。教育というのは，人材というのは，ポテンシャル掛ける教育ですから，そもそもポテンシャルが低い人に幾らいい教育をしてもある水準にいかないわけですから，やはりポテンシャルをまず維持し，そして，もちろんその教育を充実させるということは大事です。

教育の充実については，この２年間，相当ななたを振るわせていただいて，私学行政あるいは大学行政としては，文部科学省的に言うとかなり強烈なことを，予算の配分も含めて，させていただき始めたと。その大きな後ろ支えで，文部科学省だけではできなかった話を，このワーキングチームの報告書がありましたので，そこを強力に推進することができたと。こういうところで御理解をいただければいいのではないかなと思います。

○佐々木座長　ありがとうございました。

それでは，ほかの方から御発言をいただきたい。いかがでしょうか。

○鎌田委員　繰り返しになってしまうかもしれませんけれども，ワーキングチームにおいて明

確な方針が出ていないというふうな御指摘が何人かの委員から出されたわけでありますけれども，この資料４にワーキングチームにおける検討結果の取りまとめがあって，それの検討の視点の一つ目の○の最後の段落になりますか，「新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し，これに対する改善方策の選択肢を整理するため」，別の言い方をすれば，このフォーラムの準備のために，フォーラムにおいてどういう論点を検討すべきであるか，その検討をするに際して，これまでどのような意見が出されているかと，これを整理することがワーキングチームの課題でございましたので，ワーキングチームにおいて，基本的な重要事項について，一定の結論に達することは目指していなかったので，このように両論併記的な検討結果の取りまとめとなっているということが第一でございます。

第二には，法曹の数，職域に関連して御指摘があり，そこの中で法科大学院制度が一番大きな問題として取り上げられているところでございます。これも前回も申し上げたところですけれども，例えばアメリカの企業と日本の企業が交渉すると，向こうの企業は弁護士が出てくる。あるいは国家間で役所同士で交渉をすると，向こうは弁護士資格のある人が出てくる。それに対して，こっちは，英語はできるけれどもリーガルについての素養が余りない人が交渉するので，太刀打ちできない。こういうふうなことが言われたりするわけで，そういう部分にリーガルと，それから更に別の専門領域を持ったような人材を配置したいというふうなことが，司法制度改革においては目指されたのだろうと思っているんです。

アメリカの弁護士は，別に，弁護士資格を取ったら，日本の弁護士さんのように弁護士事務所に就職するか，あるいは個人として弁護士業を開業するかという二者択一よりも，今日御報告にありましたように，企業法務に入る人が１４％ぐらいいる。それから，役人になる，あるいは大学の教員になる。基本的には，法律家であるという以上は，みんな弁護士資格は持っているということであって，そこでイメージされている弁護士像というのは，今，日本で前提にしている弁護士像よりもはるかに活動の幅が広くて，政治家になる人もいれば，企業の経営者になる人も，みんなそういう意味で弁護士の範疇の中に入ってくるわけであります。

今後の我が国の行方を考えていくときにも，そういった幅広い，つまり，専ら訴訟だけをやるのではなくて，リーガルセンスを持ちながら幅広い活躍をする人も含めた弁護士像をイメージして，そこへロースクール，司法試験を通じて，どう人材を送り出していくのかという考え方をとるのか，あるいは，やはり弁護士の活動の幅というのは，そんなには広がらないし，広げる必要もないので，それを前提にして法曹養成制度を考えていけばいいのかというふうなことなのか。これは正に，法科大学院制度を論ずるときに法科大学院だけを切り離して論ずることはできないし，司法試験との関連は当然ですけれども，法曹資格者を取り巻く関連する諸制度とか，あるいは社会の今後の在り方ということ全体を見渡した議論の中で，法科大学院制度というものも議論していただかなければいけないと思います。

そういう意味で，このフォーラムでも，構成されている政務三役の方々の範囲もはるかに広がっておりますし，各界の有識者の皆さんにおいでいただいて御議論いただいているわけでありますので，是非法科大学院制度についても，そういった司法制度の在り方全体の議論の一つのイシューとして，御議論をいただければというふうに期待するところでございます。

○鈴木文部科学副大臣　ちょっと１分だけ，先ほどの補足を。

法科大学院志願者あるいは法学部志願者が減っている理由は，経済的理由ではないと聞い

ております。つまり，確かに弁護士の経済的な処遇は少なくなっているかもしれませんが，それでもなお，国立大学法学部の助教，あるいは国家公務員の給与水準に比べれば，それよりは上であるということは，志願者あるいは受験生に認識をされております。

しかしながら，その道を目指したとしても，経済的な問題ではなくて，やはり法曹というのは大変大事な仕事であります。それ自体魅力的で，世のため，人のために，本当にプロフェッションを生かして仕事をするものですが，ただ，その職につけない，要するに，その資格を保有できないということであると，なかなか思い切ってその道を目指せないというのが減少の主たる背景ということだけ補足させていただきたいと思います。

○**佐々木座長**　ありがとうございました。

それでは，あと１０分ぐらいですので，萩原さん，どうぞ。

○**萩原委員**　先ほど，中山政務官のお話と，それから鎌田先生のお話に少し関連すると思いますが，実は前回，第１回目にも申し上げましたが，中山先生がおっしゃるように，経済はグローバル化していく，各企業，海の外との関係なしには飯が食えない，外と勝負していくことが大事であると。傾向として，全くそのような方向で動いているわけですけれども，私自身も企業内の法務の法務部長も結構長い間やってきましたが，実際に，国際化が避けられない趨勢としても，日本の資格のある弁護士を企業内に沢山取り込んでいくニーズが本当にあるのかということだろうと思います。この何年間かで企業も弁護士をかなり増やしてきてはいますけれども，それにしても今後，どんどんと増えていくかということが最大の問題であります。

企業内の法務は，何も自己完結的に，すべての企業法務や，あるいは企業防衛についての法的な側面について，自分自身で全部やろうと，こんな無理なことを全く考えておりません。私どもの個別企業でも大体売り上げ規模で２兆円程度ですが，そういうところで大体企業内の法務は２０人ぐらい。他社の，いろいろ経団連の大きな会社も，大体売り上げ規模に，それに比例するぐらいの人員を抱えているわけですけれども，プロジェクトや法務案件ごとに，例えばベトナムで現地生産したいといえばベトナムの弁護士と一緒にチームを組んで，企業内の法務は何をやっているかというと，プロジェクトをマネージする能力さえあれば，外部の専門家と一緒になってチームを組んでやっていくというようなのが実情であります。それを，アメリカのこと，あるいはロシアや中国のことも分かっている専門家を，企業内に全部取り込むなどということは，これは夢の物語で，そんな非効率なことはやるつもりもないということです。これからも企業内で弁護士を使うことは，私は増えてくると思いますけれども，ここに過剰な期待をしていただいても，限度があるということを申し上げております。

それ以外の領域で仕事の領域が拡大できるという点についてはよく分かりませんけれども，企業のほうから見ていると，やはり今の司法試験の合格者の数は多過ぎるのではないのかなと。それから，その数が多過ぎるというようなことになれば，法科大学院の数もそれに関連して，やはり多過ぎるのではないのか。その水準がどの程度がふさわしいかということは，ほかの領域も含めて，やはりこの会議でもう少しいろいろなデータも検証しながら，適正水準をみんなで見出していくということが必要なのではないのかと思っています。

○**鎌田委員**　萩原委員のおっしゃること，よく分かるんですけれども，ただ１点だけ申し上げさせていただければ，日本の企業の法務部の中に弁護士資格を持っている人を雇用しているところは，それほど多くない。雇用していても１人とか２人というところが多いんですけれ

ども，１人も日本人弁護士がいない企業法務部であっても，ニューヨーク州弁護士資格は随分持っているんですね。１０人でも２０人でも持っている。このニューヨーク州弁護士資格と日本の弁護士資格というものとの関係をどう見るかということも，やはり一つの今後の弁護士像ということを考えていく上では，重要なポイントになるのではないかなというふうな趣旨も含めて，今後の在るべき弁護士像というのをどう考えるかということも，考える必要があるというふうなことを申し上げさせていただきました。

○萩原委員　それについて若干コメントさせていただきますと，我々はアメリカのロースクールに随分と人を送って，その半分ぐらいの人たちはニューヨークの弁護士資格を取って帰ってくるんですけれども，それはある意味で言うと，アメリカで勉強してきたあかしとして，そのぐらい取ってこなければ会社はコストを出せないではないかという，ある意味のプレッシャーもあってそうしております。それから，試験の程度が日本の司法試験に比べると，私の目から見てもかなり易しいというようなことから，資格は取ってくるんですね。

ところが，資格を取って法務部に戻っても，ニューヨークの弁護士なんだから，この問題を扱えというほど実力があるのかというと，決してそんなことはありません。したがって，そのことと日本の弁護士資格との間には余り相関関係がないというか，そんな感じもしています。

ただ，企業も，経団連も含めて，何も弁護士資格のある人を採用するのを拒否したり，そんなことはしていないわけです。必要な人で実力があればとります。だけど，入口はそう楽な道ではありませんよと，入口の門はかなり狭いと，役に立たない人は要りませんと，こういうことになっていることを御認識いただきたい。

○井上委員　今後の検討の進め方にも関連して，１点申し上げておいたほうがよいと思います。本当は総務副大臣がおられるときに申し上げたかったことですけれども。

今日いろいろ出された意見を含め，今後，特に９月以降，法曹養成制度を幅広い観点から議論していくことになると思うのですけれども，他方で現在，総務省において，法曹人口の拡大や法曹養成制度の改革に関する政策評価というものが行われており，その一環として，全国の半分ぐらいの法科大学院を対象にした実地調査が始まっているというふうに伺っております。さらに，幾つかの法科大学院関係者等から聞いたところによれば，法科大学院の教員や学生とか，その他の人を対象にする意識調査というものも行われる予定だということでして，それらの結果は本フォーラムに提出する，あるいはその調査はフォーラムのために行うものだというふうに説明がなされている，という話も伝わってきています。

しかも，法科大学院に対する調査事項として対象校に示されたところをちょっと拝見したんですけれども，既存のいろいろな調査で既に明らかになっているものとかなり重複している。それらの既存の調査の結果やデータの多くは公表されているのですが，そればかりか，このフォーラムで今後検討していくべき事項とも相当程度重複しているように見えるのですね。また，調査の対象となる関係者からは，実地調査の内容・方法が適切ではないのではないか，特に学問の自由とか，大学の自治との関係でいかがなものかという声も上がっているのです。

そこで，本当は総務副大臣に御質問したかったのですけれども，担当者がおられれば，この政策評価の目的，趣旨，あるいは内容というのは，どういうものであるのかということを簡単に御説明していただきたいのと，本フォーラムが，法曹養成制度の在り方の総合的な検

討をするために，幅広い省庁の大臣の申し合わせによって設置され，これから正にそういう観点から検討しようとしているところであるわけですので，総務省として，この政策評価と本フォーラムとの関係をどういうふうにお考えであり，また，その実施される調査の結果をどういうふうに利用されるおつもりなのかについて，お教え願えればと思います。

○佐々木座長　だれか事務局の方，いらっしゃいますか。

○松本評価監視官　総務省の行政評価局でございます。

井上先生御指摘の件につきまして，経緯等を御説明申し上げます。

総務省の行政評価局におきましては，今年の１月から，法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価というものを実施しておりまして，この５月から，法科大学院につきましては，全国７４あるうち過半数の３８を一定の基準に基づきまして抽出いたしまして，実地調査をするということで，今御協力をお願いしているという段階にございます。

あわせまして，法科大学院の教員の方々，学生の方々，また新たな法曹養成制度を経た弁護士の方々，あるいは一般国民の方々などを対象にいたしまして，制度の政策の効果などにつきまして実感を伺う，そういった意識調査についても取り組みたいというふうに考えて，今取り組んでいるところでございます。

この政策評価の実施経緯でございますが，平成２２年度に私ども行政評価局がどのようなテーマについて着手するかということにつきまして，政務三役それから有識者の方々にお集まりいただいて，いろいろ御検討いただいた結果，このテーマについて総務省が，正にこの政策評価の実施根拠は政策評価法というものがございまして，複数の府省にまたがる政策について，その総合性を確保する観点から，総務省が政策の所管府省とは異なる第三者的な立場でこれをチェックすることができるという，この規定に基づきまして着手しているということでございます。

この私どもの政策評価の結果，改善を必要とすることが仮にあったならば，総務大臣から関係の大臣に対して勧告をするという運びが予定されているところでございます。可能な限り早目に私どもも検討結果を取りまとめまして，こちらのフォーラムにも御報告申し上げ，調査結果を御活用いただければと考えているところでございます。

その際，一部，私どもの担当者との関係で，大学の自治でありますとか学問の自由との関係で不安などの御懸念もあるやに聞いておりまして，その点については当然のことながら，学問の自由あるいは大学の自治が守られるべきは当然のことと思っておりますので，そのようなことのないように徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○井上委員　今伺った限りでも，総務省が行われるのは，あくまで行政機関としての法務省ないし文科省の政策評価のための調査であるという位置付けですが，他方，司法制度改革によって生み出された法曹養成制度の改革というのは，ひとり行政府のみに関係するものではなく，法曹界あるいは司法の在り方全体に関わる事柄であり，正にそのために本フォーラムでもいろいろな方々に集まっていただいて議論するということですので，この政策評価のための調査，それはそれとして意義のあることなのかもしれませんけれども，その政策評価とかその調査が先走ったものとなり，本フォーラムの検討を拘束するということにならないよう，十分な配慮をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○佐々木座長　それでは，もう時間も来ましたけれども，一言，関連。

○丸島委員　関連して，今の点で，井上委員の言われたことと同じような印象を持っていたも

のですから一言申し上げます。今の御説明である程度分りましたが，現場では，今回の調査がこのフォーラムのための調査だというふうに受け取られている面もかなりありまして，やはり本来の目的の中での位置付けをきっちりしていただかないと，フォーラムが主体的にやっている調査なのかという誤解を招くところもあり，そのあたりの整理をしていただきたいと思います。もし，フォーラムがこの調査に関わりを持つのであれば，フォーラムもその調査内容だとかにコミットをする必要があるのかどうか，そうしたことも含めて明確に整理していただいたほうがいいのかなと思っております。

もちろん，このフォーラムでは，様々な現場の実情というのをきちっと把握した上で議論することが必要でありますので，フォーラムはフォーラムとして，多様な方々からヒアリングするなり，そういう形で，議論を進めていくことが必要なのではないかと思っております。

最後に，今日，私の資料ということで少しお出ししております。僭越ですが，法曹養成制度の全体の論点についての意見ということで，今日お話がありましたように，法科大学院のことから法曹の役割などを含めて，今現在の私の問題意識を少し整理したものを，雑駁ではありますが，まずは全体像についてこんなことを考えているということでお出しいたしました。これからの議論の中で深めていったり，変化していくことはあるかも分かりませんが，そのようなものとして御理解いただければと思います。

その他の資料については，日弁連から，この資料を提供して欲しいということで，活動領域に関する資料であるとか，法曹養成制度に関する日弁連の様々な意見書などを添付しております。

なお，私の意見書につけましたポンチ絵は，私はこういうのをつくる能力がありませんので，若い方がつくってくれたものですが，要約したものですので，詳細は私の意見書とは必ずしも一致しているわけではありませんが，御参考にしていただければと思い添付いたしました。

○佐々木座長　ありがとうございました。

時間がありませんが，一言。先ほど総務省の調査の件がございましたので，座長としても，誤解ないように確認させていただきますが，少なくとも座長としては御依頼した覚えはございませんで，そちらの政策評価の筋でおやりになっているということを，委員各位は誤解のないように御認識をいただきたいと思いますし，それが，いろいろな結果として，本フォーラムがやっていく意味がないようなことにならんように，ひとつ十分総務省の側には御注意をいただきたいということは，座長の責任において申し上げておきたいと思います。何も我々，無駄な時間を使いたいと思っているわけではございませんので，その点については強く申し入れをしたいと，このように思っております。事務局の方にはよろしく，副大臣，政務三役にお伝えいただくように，お願いしたいと思います。

今日は，なかなか区切ろうといって区切らないような話になってしまって申し訳なかったんですけれども，次回の予定について，事務局からお願いします。

○関司法法制課長　次回は，７月１３日水曜日，午前９時３０分から午後０時まで，場所は今回のこの場所と同じ第一会議室でございます。

詳細につきましては追ってお知らせいたします。

○佐々木座長　それでは，本日はありがとうございました。次回もよろしくお願いししたいのですが，何か。

○**宮脇委員**　資料要求をちょっとお願いしたいんですけれども，次回以降の議論に資するために，先ほども現場の声というお話もありましたので，是非お願いしたい点がございまして。

といいますのは，今，司法修習を終わった後の給与の問題ですとか，あるいは大学院の奨学金の返済ですとか，そういうことについては御確認をいただいているというふうにお聞きしているんですけれども，その一方で，弁護士登録をした後に，どのくらいの負担が逆にあるのか。このことについても，両方見ていく必要性があるのではないかと思います。

そこで，弁護士会に登録をするときの，まずこの負担の問題。それから，登録をされてからの経常的な負担の問題。ここについて，私の知る限りのところを文書でつくってまいりましたので，これを事務局のほうに提出をさせていただいて，それについて資料提供していただき，御議論いただきたい。このことは，実は弁護士の方にいろいろとお教えいただいている過程の中で，若い弁護士の方から，非常に会費が高いということに関して，どう考えるかという御質問をいただいた経緯があって，これは私自身も教え子もいるものですから，確認をしないといけないということが一つ。

それから一方，弁護士会のほうも，ひまわり基金とか，そういう形で今までいろいろとやられていると思いますので，その辺のところは公平に，やはり見る必要性があるのではないかということで，座長のほうに御提出申し上げますので，御検討いただきたいと思っております。

○**佐々木座長**　分かりました。それでは，事務局を通して，しかるべき協力方お願いするということで，処理させていただきたいと思います。

ほかに，よろしいでしょうか。

○**鎌田委員**　先ほどの総務省の調査との関係では，法科大学院の間にもかなりいろいろ波紋が広がって，不安を抱く向きもございますので，法科大学院の側として総務省に申し入れをする予定にいたしておりますので，その点，よろしくお願いいたします。

○**佐々木座長**　はい，分かりました。

それでは，いろいろ最後，ちょっと５分ぐらいあれしましたけれども，本日はこれにて終了とさせていただきます。御苦労さまでございました。

―了―